

県土整備部・都市建築部優良工事施工者表彰審査委員会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱（以下「表彰実施要綱」という）第5条第2項の規定に基づき、県土整備部及び都市建築部の所管にかかる優良工事施工者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 発注機関の長より推薦された者の中から、優良工事施工者の選定を行うこと。
- (2) 選定した優良工事施工者の中から、部長表彰、発注機関の長による表彰の該当者を決定すること。
- (3) その他表彰に関すること。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、別表1の職にあるものとする。

- 2 委員会は事前の審査を行うために、「県土整備部・都市建築部優良工事施工者表彰審査部会」（以下「部会」という。）を置く。
- 3 部会の部会員は、別表2の職にあるものとする。

(運 営)

第4条 委員会の委員長は、県土整備部長の職にある者とし、副委員長は都市建築部長の職にある者とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会を運営する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が出席できないときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員の出席は代理を認める。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員等の出席を求めることができる。

(審 査)

第6条 委員会は表彰実施要綱第4条により推薦された者について、「県土整備部・都市建築部優良工事施工者表彰選考基準」に基づき審査を行う。

(部 会)

第7条 部会は、発注機関の長より推薦された者について、部長表彰及び発注機関の長による表彰の該当者の選定案を検討し、その議事概要及びその他必要事項を委員会に報告するものとする。

- 2 部会長は県土整備部技術検査課検査監の職にある者とし、副部会長は都市建築部都市政策課技術総括監の職にある者とする。
- 3 部会は部会長が招集する。

4 部会の運営については合議による。

(発注機関の審査委員会)

第8条 優良工事施工者の候補者を選考するために、発注機関ごとに優良工事施工者表彰審査委員会（以下「発注機関委員会」という。）を置く。

2 発注機関委員会の組織は、別表3のとおりとする。

3 発注機関委員会の委員長は、その機関の長とする。

4 発注機関委員会の運営等必要な事項は、発注機関委員会の委員長が定める。

(事務)

第9条 委員会及び部会の事務局は、県土整備部技術検査課に置く。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年 5月23日より施行する。

この要領は、平成24年 9月 1日より施行する。

この要領は、平成27年 4月10日より施行する。

この要領は、平成27年 7月16日より施行する。

この要領は、平成28年 5月 2日より施行する。